

# 活 動 に あ た っ て

- (1) 活動は常に安全及び衛生に注意するとともに、安全な方法で実施してください。安全を最優先するようにお願いします。
- (2) 注射器、不審物、有害物質等は拾わないでください。これらのものを発見した場合は、必要最小限の予防処置をとり、公園課に連絡してください。また、必要に応じて警察に通報してください。
- (3) 他の公園利用者に配慮して活動してください。
- (4) 保険は、原則として参加者名簿に記載された方が対象としていますが、アドプト活動に参加していると認められる方は、名簿に関わりなく対象となります。
- (5) 遊具等の施設の破損を発見したときは、速やかに公園課に通報してください。
- (6) 活動中に事故が発生したときは、事故の状況等を速やかに公園課に報告してください。
- (7) ゴミは、市の分別方法に従い、所定の方法で搬出してください。
- (8) 活動区域内で、市または市の許可を得て行う工事等が行われるときは、この合意書に基づく活動の休止をお願いします。このとき公園アドプト参加団体は、工事完了後に公園課からの連絡があるまで活動しないでください。